

## 本庄市デマンド交通等運行事業実施に係るプロポーザル募集要領

## 1 プロポーザル実施の目的

この要領に定めるプロポーザルは、本庄市デマンド交通等運行事業実施候補者を選定するに当たり、企画提案を募集し、最も適切な者を当該事業の実施者として選定することを目的とします。

## 2 事業の概要

- (1) 事業名 本庄市デマンド交通等運行事業  
 ア 本庄北地域デマンド交通運行事業及びデマンド交通予約受付事業  
 イ 本庄南地域デマンド交通運行事業  
 ウ 児玉市街地デマンド交通運行事業  
 エ 児玉山間地域デマンド交通運行事業  
 オ 本庄シャトル便運行事業
- (2) 事業内容 別紙「本庄市デマンド交通等運行事業実施仕様書」のとおり
- (3) 事業期間 平成25年10月1日から平成26年3月31日まで  
 平成26年度以降については、その前年度までにおける事業実績などを考慮のうえ、年度毎に協議を行い、年度毎に事業実施に関する協定書を締結する。
- (4) 事業費 運行経費

運送費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費（運転者、オペレーター）</li> <li>・燃料油脂費（常用車両、予備車両）</li> <li>・車両修繕費（常用車両） 1</li> <li>・車両減価償却費（常用車両） 2</li> <li>・車両リース費（常用車両） 3</li> <li>・自動車関係諸税（常用車両） 4</li> <li>・保険料（常用車両） 5</li> <li>・デマンド交通予約受付システム運用費</li> <li>・デマンド交通車載器通信費</li> <li>・その他運送費</li> </ul>
初期費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デマンド交通予約受付システム導入費</li> <li>・その他初期費用</li> </ul>
一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費</li> <li>・その他経費</li> </ul>

- 1 本庄シャトル便に限り予備車両も計上できます。
- 2 所有する車両について計上できます。ただし、本庄シャトル便に限り予備車両も計上できます。

- 3 リースする車両について計上できます。ただし、本庄シャトル便に限り予備車両も計上できます。
- 4 本庄シャトル便に限り予備車両も計上できます。
- 5 本庄シャトル便に限り予備車両も計上できます。

( 5 ) 事業規模

事業	事業規模	事業規模に含まれないもの
ア	3,340,800円以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料油脂費（常用車両、予備車両）</li> <li>・車両修繕費（常用車両）</li> <li>・車両減価償却費（常用車両）</li> <li>・車両リース費（常用車両）</li> <li>・自動車関係諸税（常用車両）</li> <li>・保険料（常用車両）</li> <li>・デマンド交通予約受付システム運用費</li> <li>・デマンド交通車載器通信費</li> <li>・デマンド交通予約受付システム導入費</li> <li>・午前8時前の「上仁手」、「旭小学校」間の運行経費</li> </ul>
イ	2,188,800円以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料油脂費（常用車両、予備車両）</li> <li>・車両修繕費（常用車両）</li> <li>・車両減価償却費（常用車両）</li> <li>・車両リース費（常用車両）</li> <li>・自動車関係諸税（常用車両）</li> <li>・保険料（常用車両）</li> <li>・デマンド交通車載器通信費</li> </ul>
ウ	2,188,800円以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料油脂費（常用車両、予備車両）</li> <li>・車両修繕費（常用車両）</li> <li>・車両減価償却費（常用車両）</li> <li>・車両リース費（常用車両）</li> <li>・自動車関係諸税（常用車両）</li> <li>・保険料（常用車両）</li> <li>・デマンド交通車載器通信費</li> <li>・「児玉総合支所」、「湯かっこ」間の運行経費</li> </ul>
エ	2,188,800円以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料油脂費（常用車両、予備車両）</li> <li>・車両修繕費（常用車両）</li> <li>・車両減価償却費（常用車両）</li> <li>・車両リース費（常用車両）</li> <li>・自動車関係諸税（常用車両）</li> <li>・保険料（常用車両）</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・デマンド交通車載器通信費</li> <li>・午前 8 時前、及び午後 5 時以降の「いろは橋折返し場」、「児玉中学校」間の運行経費</li> </ul>
オ	3,458,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料油脂費（常用車両、予備車両）</li> <li>・車両修繕費（常用車両、予備車両）</li> <li>・車両減価償却費（常用車両、予備車両）</li> <li>・車両リース費（常用車両、予備車両）</li> <li>・自動車関係諸税（常用車両、予備車両）</li> <li>・保険料（常用車両、予備車両）</li> </ul>

仕様書にある乗継券及びプリペイド(前払い)の金券の作成に係る費用、料金箱及びその設置に係る費用は、事業規模に含まれません。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 本庄市内に本店若しくは権限を委任された支店又は主たる営業所を有する者
- (2) 平成25年1月1日までに納期の到来した国税、地方税を滞納していない者
- (3) 本プロポーザル募集開始日から提案書の提出期限までの間において、本庄市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

### 4 本プロポーザルの実施スケジュール

内 容	日 付
募集要領等の配布開始	平成25年 4 月23日（火）
参加表明書の提出期限	平成25年 4 月30日（火）
質問の提出期限	平成25年 4 月30日（火）
質問の回答期日	平成25年 5 月 2 日（木）
提案書の提出期限	平成25年 5 月 8 日（水）
プレゼンテーション審査	平成25年 5 月10日（金）

### 5 参加表明受付

参加予定者は、下記により提出書類を提出してください。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 持参（土・日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時00分）により提出

- ( 4 ) 提出期限 平成 25 年 4 月 30 日 ( 火 ) 午後 5 時 00 分まで
- ( 5 ) 提出先 「12 問い合わせ先」と同じです。

## 6 プロポーザルに係る質問及び回答

本プロポーザルに関する質問等の取扱は次のとおりとします。

- ( 1 ) 提出様式 質問書 ( 様式第 2 号 )
- ( 2 ) 提出期限 平成 25 年 4 月 30 日 ( 火 ) 午後 5 時 00 分まで
- ( 3 ) 提出先 「12 問い合わせ先」と同じです。
- ( 4 ) 提出方法 持参 ( 土・日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までに提出 ) 又は F A X ( 土・日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分の送信とし、必ず電話により着信の確認をしてください。 )
- ( 5 ) 回答方法 提出された質問に対する回答は、平成 25 年 5 月 2 日 ( 木 ) 午後 5 時 00 分までに参加表明書提出者に対して F A X により行います。

## 7 提案書の特定について

提案書の特定にあたっては、「提案書等評価基準表」( 別表 ) に基づき選定委員会において、提出された提案書等及び提案説明の内容から公平かつ客観的に行う。

### ( 1 ) プレゼンテーション審査

本業務に対する提案者の技術力、理解力及び提案内容を理解するため、プレゼンテーションを行う。

### ( 2 ) 特定

「提案書等評価基準表」( 別表 ) により評価し、最適な提案書を特定する。

### ( 3 ) 審査結果

提案書提出者全員に通知する。

### ( 4 ) その他

審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑には一切応じない。

## 8 提案書の公開について

提出された提案書は、非公開とする。

## 9 提案書等の提出

### ( 1 ) 提出書類

- ア 提案書 ( 様式第 3 号 ) ( 1 )
- イ 市税及び県税に係る納税証明書 ( 2 )
- ウ 国税に係る納税証明書 ( 3 )
- エ 会社概要書 ( 様式第 4 号 )

【注意事項】

1 「ア 提案書」は、次の項目ごとに記載してください。

提案 1	運行の安全性確保体制に関すること ・乗務員管理体制 ・車両点検、整備体制 ・安全指導、教育体制 ・重大事故の発生状況（平成22年1月1日以降） ・営業所と車庫の距離 ・その他安全管理の取組
提案 2	利用者の利便性向上に関すること ・高齢者等への配慮 ・苦情等への対応 ・研修体制 ・その他サービス向上への取組
提案 3	緊急時の対応、責務に関すること ・緊急事態への対応 ・運行に対する責任
提案 4	安定したサービス供給能力 ・企業の経営状況 ・従業員の確保状況 ・車両保有台数
提案 5	利用促進策
提案 6	運行経費

2 「イ 市税及び県税に係る納税証明書」については、平成25年1月1日までに納期が到来する市税・県税について、本社所在地の市及び県が発行する滞納がないことの証明書又は滞納がないことが分かる証明書を提出してください。（提案書等提出日から遡って3ヶ月以内に発行されたものに限ります。）

3 「ウ 国税に係る納税証明書」については、平成25年1月1日までに納期が到来する国税について、本社所在地を管轄する税務署が発行する未納税額のない証明書【証明書の種類：その3の3】を提出してください。（提案書等提出日から遡って3ヶ月以内に発行されたものに限ります。）

(2) 提出部数 各1部（複数事業に応募する場合は、「ア 提案書・提案6 運行経費」について、事業毎に積算し、事業分の部数を提出してください。）

(3) 提出方法 持参(土・日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時00分)により提出

(4) 提出期限 平成25年5月8日(水)午後5時00分まで

(5) 提出先 「12 問い合わせ先」と同じです。

(6) プレゼンテーション審査

実施日 平成25年5月10日(金)

実施時間 午前10時～午後4時(各提案者の詳細時間は別途通知する。)

会場 本庄市役所 5階 502会議室

説明者 2名以内とする。

方法 提出した提案書に沿って説明を行っていただいた後に質疑を行います。(説明時間15分以内、質疑応答15分程度)

(7) 企画提案に当たっての留意事項

提案書を受け付けた後の追加及び修正は原則認めません。

提出された提案書が次の事項に該当するときは無効となる場合があります。

ア 虚偽の内容が記載されているもの

イ 提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの

## 10 協定書の締結

本庄市は、本庄市交通政策協議会により事業実施候補者として選定された者と提案書等の内容をもとにして事業実施についての協議と調整を行います。

事業実施候補者は、道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可の取得が必要です。

事業実施候補者が道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得後に、本庄市は事業実施候補者と事業の実施に係る協定書を締結します。

なお、選定された企画提案書等の内容及び運行地域における協議結果によって、仕様書の一部を変更した上で協定書を締結する場合があります。

## 11 その他

(1) 費用の負担

このプロポーザルに関し必要な費用は、提案者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い

参加表明書を提出した後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。

なお、辞退することによって、今後の本庄市との契約等について不利な取り扱いをすることはありません。

提出された提案書等は、返却しません。

提出された提案書等は、審査に必要な範囲において複写することがあります。

- ( 3 ) 次の各号のいずれかに該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
- 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
  - 審査の公平性を害する行為があった場合
  - 選定委員等の当該プロポーザル関係者に対して当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - 社会通念上、補助金交付対象者としてふさわしくないと考えられる事態が生じた場合

## 12 問い合わせ先

〒367-8501 本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市交通政策協議会

( 事務局：本庄市役所企画財政部企画課調整係 担当：伊平、福本 )

電話 : 0495 - 25 - 1157

FAX : 0495 - 21 - 8499

E-mail : kikaku@city.honjo.lg.jp

提案書等評価基準表

審査の項目		審査の視点	配点
1	運行の安全性確保体制に関すること ・乗務員管理体制 ・車両点検、整備体制 ・安全指導、教育体制 ・重大事故の発生状況 （平成22年1月1日以降） ・営業所と車庫の距離 ・その他安全管理の取組	・適切な乗務割、労働時間を前提とした運転者の選任計画が立てられているか ・日常的な車両の点検や整備体制が整っているか ・安全運行に関する乗務員への指導及び教育体制が整っているか ・重大事故が発生しているか ・営業所と車庫の距離は近い ・その他安全に関する独自の取組を行っているか	16
2	利用者の利便性向上に関すること ・高齢者等への配慮 ・苦情等への対応 ・研修体制 ・その他サービス向上への取組	・高齢者、障害者等への配慮がなされているか ・苦情等への対応が十分に考えられているか ・技術、マナー等向上のための研修体制を有しているか ・その他利用者サービス向上に向けた取組がなされているか	11
3	緊急時の対応、責務に関すること ・緊急事態への対応 ・運行に対する責任	・緊急時の連絡体制が整っているか ・緊急時に代替車両及び人員の配置が適切に行えるか ・事故時の損害賠償に対する意識は十分か	9
4	安定したサービス供給能力 ・企業の経営状況 ・従事者の確保状況 ・車両保有台数	・安定的、堅実な経営状況であるか ・安定した運行が可能な人員を有しているか ・円滑に事業を実施できる車両を有しているか（有する予定はあるか）	9
5	利用促進策	・デマンド交通等の利用促進につながる取組が示されているか	5
6	運行経費	（見積金額が高い方からの順位 / 提案者数） × 50 小数点以下を切り捨てる。	50
合計			100



## 本庄市デマンド交通等運行事業プロポーザル選定委員会設置要領（案）

### （趣旨）

第1条 本庄市デマンド交通等運行事業実施に係る事業者選定をプロポーザル方式で実施するにあたり、その審査を厳正かつ公平に行うため、本庄市デマンド交通等運行事業プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （任務）

第2条 委員会は、提案書を特定するための審議を行う。

### （組織）

第3条 委員会は、別表で定める市職員で組織する。

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、提案書を特定する日までとする。

### （委員長及び職務代理）

第5条 委員会は、委員長と副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、統括する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### （会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

### （審査結果の公表）

第7条 委員会は、非公開とする。

### （事務局）

第8条 委員会の事務局は、企画財政部企画課に置く。

### （雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会に必要な事項は委員長が別に定める。

### 附 則

1 この要領は、平成25年 月 日から施行する。

2 この要領は、第2条の定める事項に係る審議が終了したときに、効力を失う。